

～フォークリフト運転技能講習に係る免除資格～
“マイナ免許証”の運用に伴う資格確認の変更について

令和7年3月24日から“マイナ免許証”（免許情報が記録されたマイナンバーカード）の運用が開始されます。

“マイナ免許証”の運用に伴い、当協会のフォークリフト運転技能講習の資格確認方法は、令和7年3月24日以降、次のとおり変わります。

（注）フォークリフト運転技能講習については、資格となる運転免許情報等の提示がない場合、受講することができません。

1 「マイナ免許証」によりフォークリフト運転技能講習等講習の資格を提示される場合

免許情報を読み取る場合、

- ・「**マイナポータル**」（免許更新時にあらかじめ有効な署名用電子証明書 of 提出が必要）



- ・「**マイナ免許証読み取りアプリ**」で確認が可能です。



マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なるため、それぞれの更新手続きを確実に行ってください。

読み取りをした運転免許証の表示された運転免許情報（氏名、免許種別、有効期間など）のダウンロードして印刷したものを「写真と確認用紙」と同封して提出してください。

受講当日の手続き

持参するもの

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォン（「免許証読み取りアプリ」がインストールされたスマートフォン端末）
受講当日、“マイナンバーカード”を用いて受講者所有のスマートフォン等の「マイナ免許証読み取りアプリ」等に**運転免許情報を表示し、同情報を提示してください。**
従来の運転免許証に比べ、お手続きにお時間を頂く場合がございますので予めご了承ください。

2 従来の「運転免許証」によりフォークリフト運転技能講習等講習の免除資格を提示される場合

令和7年3月24日以降もこれまでと同様、「写真と確認用紙」を提出してください。

受講当日の手続き

受講当日、「運転免許証」を提示してください。